

自動車保険は 団体扱で入る方が お得ですヨ!!

滋賀銀行グループ
団体扱
自動車保険は...



約14%
割安*

団体扱契約は、一般契約の保険料に比べ、5%の割引※が適用されています。

※分割払（月払）で支払方法がクレジットカード払の契約の場合、およびノンフリート多数割引を適用した分割払（長期月払）の契約の場合は一般契約の時点で上記の割引の一部または全部が適用されているため、上記の割引率とは異なります。

団体扱契約は保険料が割安です！

ご契約例：ホンダ フィットにお乗りのAさん55歳の場合（保険期間1年）

- ・保険種類：THE クルマの保険（個人用自動車保険）
- ・保険期間：2025年4月1日～2026年4月1日
- ・ノンフリート等級：20等級 事故有係数適用期間：0年
- ・年齢条件：35歳以上補償
- ・記名被保険者（ご契約のお車を主に使用される方）年齢：55歳
- ・使用目的：レジャー使用
- ・免許の色：ゴールド
- ・用途車種：自家用小型乗用車
- ・車名：ホンダ フィット
- ・型式：GR1
- ・初度登録年月：2020年4月
- ・料率クラス：車両：6 対人：1 対物：4 傷害：3
- ・車両保険：160万円（一般条件 自己負担額なし）
- ・対人賠償・対物賠償・人身傷害：無制限（自己負担額なし）
- ・入院定額給付金：10万円
- ・弁護士費用特約（日常生活・自動車事故型）：あり

年間保険料
69,132円
(月々5,761円)

10,044円もお得!

※約14%割安

年間保険料
59,088円
(月々4,924円)

一般分割払契約
(口座振替・月払)

団体扱契約
(団体扱・月払)

※大口団体扱割引10%が適用されます。（ご契約期間の初日が2025年4月1日～2026年3月31日のご契約が対象です。）

※団体扱割増率は滋賀銀行グループ団体扱自動車保険の「ご契約台数」と「損害率」に応じて毎年算出され変動する場合があります。

団体扱保険制度 4つのメリット

メリット
1

ご家族のお車も “団体扱”で 加入できます！

次の方々が所有・使用する車は
団体扱としてご加入いただけます。

- ①ご契約者
- ②ご契約者の配偶者
- ③ご契約者またはその配偶者の同居のご親族
- ④ご契約者またはその配偶者の別居の扶養親族

*配偶者には、内縁の相手方および同性パートナーを含みます。

メリット
2

ノンフリート等級 (無事故による割増引)は、 そのまま継承できます！

保険会社を変更されても今までの
ノンフリート等級(無事故による
割増引)は引き継がれます。
(JA共済・全労済・全自共等から
の移行を含みます。なお、一部引き
継ぎができない共済があります。)

メリット
3

保険料はキャッシュレス！

保険料のお支払いは、給与天引
となりますので、ご契約時に現金は
不要です(退職者の方は口座引
き落としとなります。)

メリット
4

安心のロードアシスタンス

- レッカーけん引サービス
- 応急処置サービス
- 燃料切れ時の給油サービス
- 宿泊移動サポート **+オプション※**

※代車等諸費用特約(事故時30日型)または
代車等諸費用特約(15日型)にご加入されたお
客さまで、ロードアシスタンス特約の支払対象となる
事故、故障またはトラブルにより走行不能となり、かつ
レッカーけん引された場合にご利用できます。

お客さまご自身およびご家族^{※1}の方が所有する自動車^{※2}が団体扱契約の対象となります。

※1 「お客さまご自身およびご家族」とは、①ご本人(ご契約者)、②①の配偶者(内縁の相手方および同性パートナーを含みます。以下同様とします。)、③①または②の同居のご親族、④①または②の別居の扶養親族をいいます。

※2 団体扱でご契約いただけるのは、ご契約の対象自動車は次の用途車種の場合です。

自家用普通乗用車



自家用小型乗用車



自家用軽四輪乗用車



自家用小型貨物車



自家用軽四輪貨物車



自家用普通貨物車



●最大積載量
0.5トン以下

●最大積載量
0.5トン超
2トン以下

特種用途自動車(キャンピング車)



二輪自動車



原動機付自転車



(引受保険会社)

損害保険ジャパン株式会社

滋賀支店 法人支社

〒520-0806 大津市打出浜3-20 損保ジャパン大津ビル

TEL : 050-3788-7540

営業時間 平日9時から17時まで (年末年始は除きます。)

お問い合わせ先 (取扱代理店)

レーク商事株式会社

〒520-0041 大津市浜町4-28

TEL : 0120-019-779

営業時間 平日9時から17時まで (年末年始は除きます)